

平成26年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書



青森市子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利条例

平成 24 年 12 月 25 日制定

平成 24 年青森市条例第 73 号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第 3 条)を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市こども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています(平成 23 年 3 月子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

はじめに



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

1 先駆的な取組に誇りを

子ども虐待・いじめ・体罰・凶悪な暴力事件など「子どもの健康と生命」を損なう事案が毎日のように広報媒体を賑わせています。生死にかかわる重大な事件も少なくありません。一つの重大な事故の裏には、29の軽微な事故があり、その裏には300の事故寸前の事故にならない事故（ヒヤリハット）があるという「ハインリッヒの法則」に当てはめれば、子どもの顕在化された重大事件の影にも、社会問題化する一步手前の潜在化した事件が数多く横たわっていることは間違いないでしょう。

こうした子どもを取り巻く厳しい状況の中で、青森市は、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的に、平成24年12月に「青森市子どもの権利条例」を制定し、その活動拠点として、平成25年5月に「青森市子どもの権利相談センター」を設置しました。子どもの権利相談センターには、子ども自身やその関係者から、子どもの権利侵害についての相談や救済の申立てを受け、その救済や権利の回復のための勧告や要請を行う「子どもの権利擁護委員」と、専門的な相談・調査・助言・支援を行う「調査相談専門員」を配置しています。

子どもの権利擁護委員に就任して2年を経過しましたが、この間、子どもを巡るさまざまな事案を経験し、実に考えさせられることが多かったように思います。

子どもの権利擁護委員が、十分に成果を出しているかという議論はあるとしても、子どもの権利擁護関係の集まりに参加する度に、青森市は子どもの権利擁護に先駆的に取り組んでいるということであらためて認識しました。全国的には関心が薄い市町村も多い中で、議論の積み重ねの上に条例化を果たし、きちんとした活動組織を構築した青森市の姿勢には、もっと「自信」と「誇り」を持っているのではないかと、私は思っています。地味で目立たないかもしれないけれども、誇るべき取組だと思えます。青森市は「全力で子どもを守る。」「子どもを不幸にさせない。」「子どもの成長を支援する。」と強く宣言しているのだと思っています。将来の青森市を担う子どもたちに、青森市の高い「理想」「理念」を示すことは極めて重要なことです。

2 対人関係にあえぐ子どもたち

子どもの権利相談センターにはさまざまな問題が寄せられています。相談方法も昔はなかった方法が多くなっています。昔は、直接会ってお話する対面での相談がメインで、補助的・応急的な手段として電話相談があったものです。近年は子どもたちにも携帯電話・スマホが普及し、相談業務においても「メール」による相談が多くなっています。これには独自の対応が必要とされます。「相談があるんです。」という1行のメールに、「メールありがとう。もう少しお話を聞かせてくれたら嬉しいな。」

などと息の長い配慮のある対応が必要です。一见すると、重篤な相談でないように感じられても、メールの相談は「入場券」「窓口」である場合も多いので、その対応には「訓練された直観」が必要です。信頼できる人だと確信して、はじめてコアの問題を持ち出してくることは往々にしてあることです。

中学生や高校生からの相談では、対人関係や社会（集団）適応に苦渋している姿が浮かび上がってきます。年配の世代には、学校で生活すること・仲間と交流することは、楽しいこと・自分を豊かにしてくれることというイメージがあります。時代を積み重ねて、社会は大きく成熟しているように見えて、実際には、学校生活や対人関係で汲々としている子どもが増えているように感じられます。外から見ただけでは些細なことに見えても、当事者にとっては、もがき苦しむ程の苦しみであることは少なくありません。小さな集団の中での閉塞感・孤立感・緊張感はむしろ増大しているように感じます。子ども集団の身近な仲間関係の中で、情緒の安定が図られるどころか、過大な適応や配慮が求められ、疲労困憊している子どもが増えていると思います。

私が勤務している学校でも同様です。卒業前の授業で、学校で体験したこと・感じたことをスピーチさせる場面を設けていますが、必ずといっていいほど、教室の雰囲気スムーズに適応できなかったこと、自分の居場所を模索していたこと、親しくしていた仲間から疎外・冷遇されたこと等の苦いエピソードが出てきます。背負いきれない程の苛酷なことに直面しているという訳ではないけれども、微妙で執拗な対人関係に神経を擦り減らしている姿が浮かんできます。

子どもの権利相談センターに寄せられる「いじめ」「体罰」の相談も決して少ないわけではありません。昔と違って、子どもや保護者が社会や学校を前にして遠慮している時代でもありません。これは当たり前のことです。当然の権利として我が子の権利擁護を主張し、二者間ではお互いの主張がすれ違うことは少なくありません。

実際の支援活動では、強権的な「勧告」「要請」を行うというよりも、地道な相談活動や調整活動を粘り強く続けることがメインの仕事になっています。子どもの最善の利益を念頭に「どうやったらうまくやっていけるか。」ということに焦点を当て、学校に直接出向き、公的第三者として当事者の間に入って助言・指導することが多いように感じます。

3 輝く子どもの姿も

活動の中では、子どもを巡るネガティブな話題に触れることが多いのですが、一方で、確かな夢に向かって邁進している子ども、自主的に活動を展開している子ども、困難を上手に乗り越えていく子どもなど、ポジティブな子どもに接する機会も少なくありません。

メール相談から始まった二人の女子中学生は、直接子どもの権利相談センターに出向いてきて、調査相談専門員にじっくりと話を聴いてもらう中で、自分の気持ちの整理ができ、本当に自分がしたいことは何だったかに気づき、最後には明るい笑顔で帰って行きました。その後の見守りの電話でも、うまくやれているという元気な声だったといえます。ちょっとした手助けで、自らの力で立ち直っていった例です。

「子ども会議」に参加している中学生にも、自分の描いている夢や将来像について、仲間や親や先生などの前で堂々と意見を表明した子どもがいました。相当熟慮した上で、自分を奮い立たせるように宣言していたように見えました。将来、決して当人が望んだようにはいかないかもしれませんが、この強い意志と行動力があれば、どんな道に進んでもこの子は結果を出せるだろうと思っていました。

「守られる存在」としてだけの子どもではない、自分の人生を自らの力で切り開いていく子どもの姿がそこにはありました。

「青森市子どもの権利条例」の理念・理想・目指すもの・到達点はイメージしやすいとは言えないかもしれませんが、子どもの権利擁護の活動を通して、子どもたちのさまざまな姿をみて、次第に明確になってきたように思っています。

平成 27 年 4 月

(せきや みちお 臨床心理士)

平成 26 年度活動報告書

目 次

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 調整活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

III 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

IV 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 子どもの相談機関意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 3 制度・活動に関する研修、会議、視察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「弱さ」の価値について 子どもの権利擁護委員 沼田 徹 ・ 45
- 「権利の学習」から始まる子どものエンパワーメント 子どもの権利擁護委員 小林 央美 ・ 47

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿・・・・・・・・・・・・・・ 61

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

「青森市子どもの権利相談センター」は、「青森市子どもの権利条例」第4章に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に設置されました。

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、相談に応じるだけではなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置することとしました。

子どもの権利擁護委員の法的性格は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

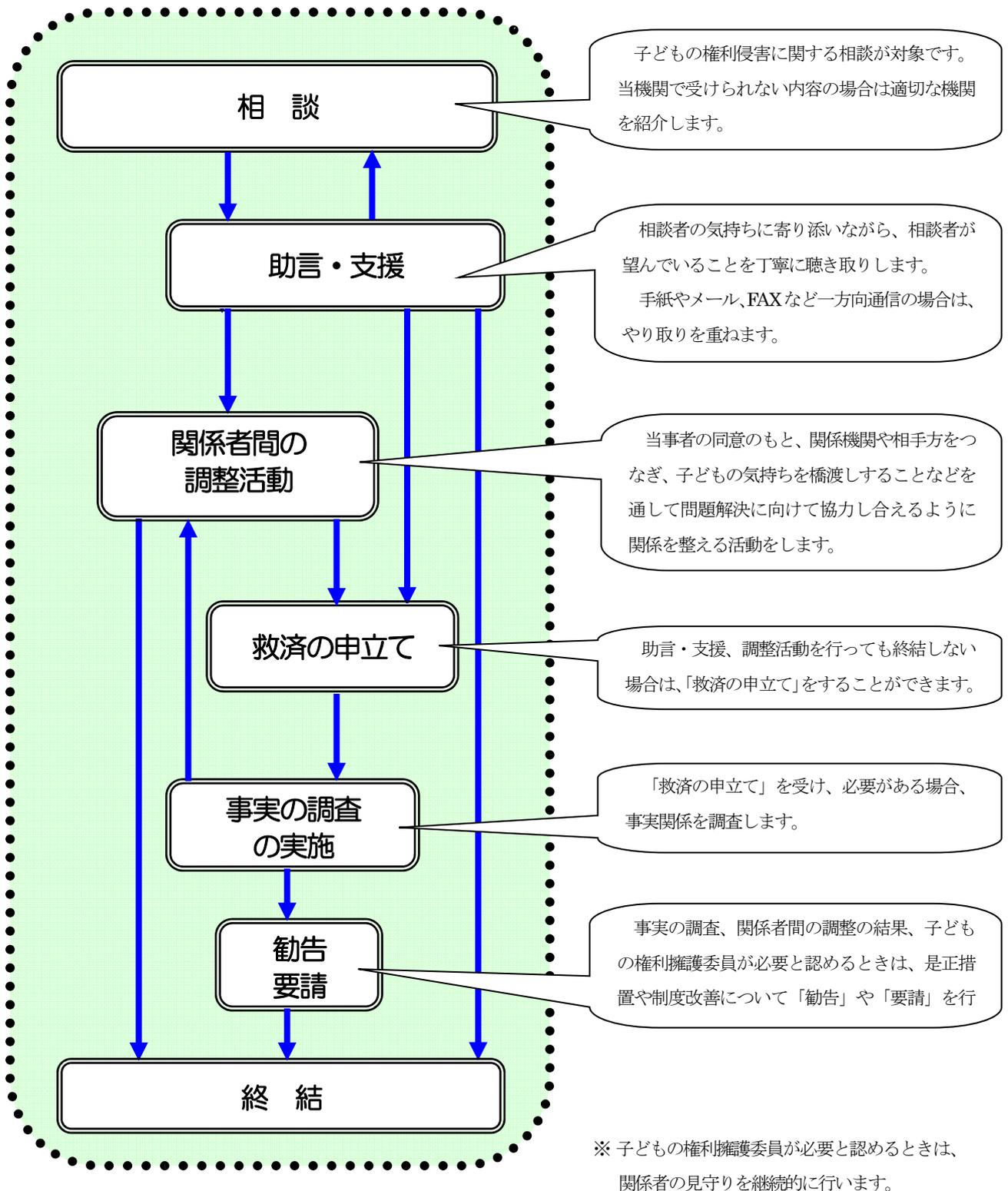
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、子どもの権利擁護委員の自らの判断で、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置や制度改善を勧告したり要請したりすることを働きかけることができます。



2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学教員、臨床心理士） ・ 調査相談専門員 3 名
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人一人が権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の基本的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱える様々な悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整では、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市内の 18 歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば誰でも相談できます。（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）
相談時間帯	原則、月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 （祝日、年末年始を除きます。）
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small> ・ ファックス 017-763-5678 ・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階 青森市子どもの権利相談センター ・ 相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談 （土・日、祝日を含みます。）

3 相談・救済の流れ



☆ このフロー図はケース対応の一例です。



青森市総合福祉センター



青森市総合福祉センター正面玄関



青森市子どもの権利相談センター入口



青森市子どもの権利相談センター内



青森市子どもの権利相談センターの相談室内

Ⅱ 活動の状況

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動

Ⅱ 活動の状況

1 相談活動(H26.4.1～H27.3.31)

平成26年度の相談受付件数は実件数(※1)が119件、延べ件数(※2)が426件でした(前年度:実件数107件/延べ件数288件)。

平成26年度は前年度に比べて、延べ件数が138件増加(前年度の約1.5倍)しました。様々な困難に直面した子ども及び保護者等から寄せられる悩みなどに対し、継続してやり取りを重ねるようにした結果、1件の相談について平均3.6回(前年度は2.7回)のやり取りが行われました。

☆ 「相談受付件数」の年度比較はP51参照

(1) 月別相談受付件数(図1)

子どもからの相談が多く寄せられたのは6月、12月、1月でした。

これは、5月下旬と12月中旬に、市内小・中・高・特別支援学校の全児童生徒に子どもの権利相談センターの周知リーフレットを配布したことによる効果が表れたものと思われます。

前年度もリーフレット配布後に相談が増加する傾向がありました。

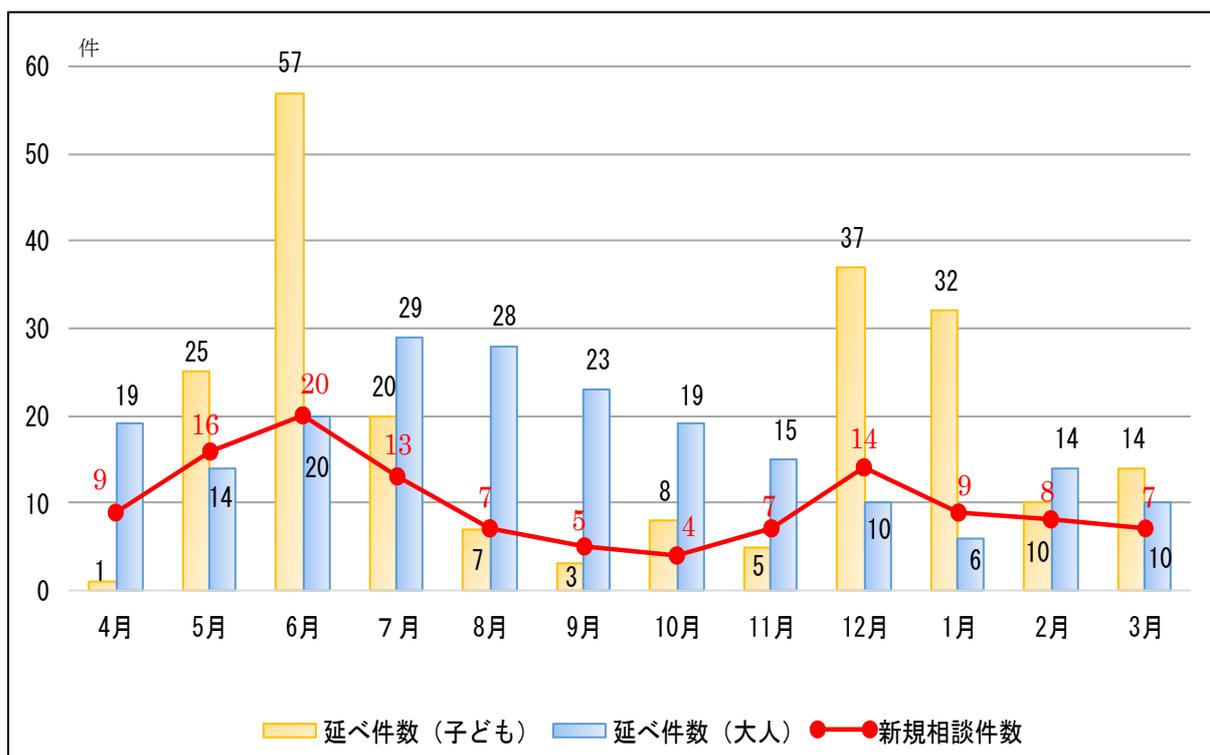


図1 月別相談受付件数(延べ件数:426、新規相談件数:119)

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 相談者の内訳(図2)

平成26年度の相談者(※3)は、子ども(220人 51.3%)が、大人(209人 48.7%)より若干多くなっています(前年度:子ども(182人 62.3%) /大人(110人 37.7%))。

相談してきた子どものうち、高校生(89人 20.7%)が最も多く、次いで中学生(65人 15.2%)となっています。

なお、その他(大人)は、近隣住民などが主な相談者となっています。

相談してきた大人のうち、父又は母(141人 32.9%)が最も多く、次いでその他(大人)(61人 14.2%)となっています。

1件の相談に対して、相談者が複数の場合があるため、相談者の合計人数は延べ件数よりも多くなっています。

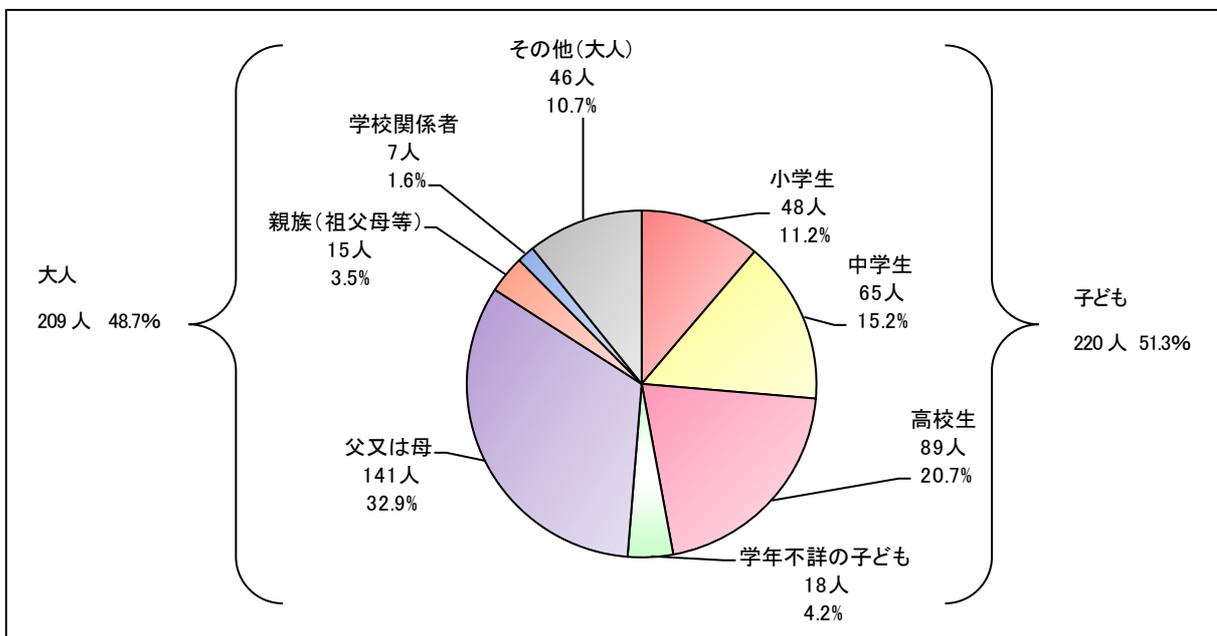


図2 相談者の内訳(延べ人数:429)

☆ 「相談者の内訳」の年度比較はP51 参照

※3 相談者

相談をしてきた人のことをいいます。

(3) 相談対象者の内訳(図 3)

平成26年度の相談対象者(※4)は、高校生(143人 33.3%)が最も多く、次いで小学生(104人 24.2%)、中学生(82人 19.1%)となっています(前年度:中学生(134人 46.2%) /小学生(43人 14.8%) /高校生(25人 8.6%))。

なお、その他(大人)は、近隣住民などが主な相談対象者となっています。

1件の相談に対して、相談対象者が複数の場合があるため、相談対象者の合計人数は延べ件数よりも多くなっています。

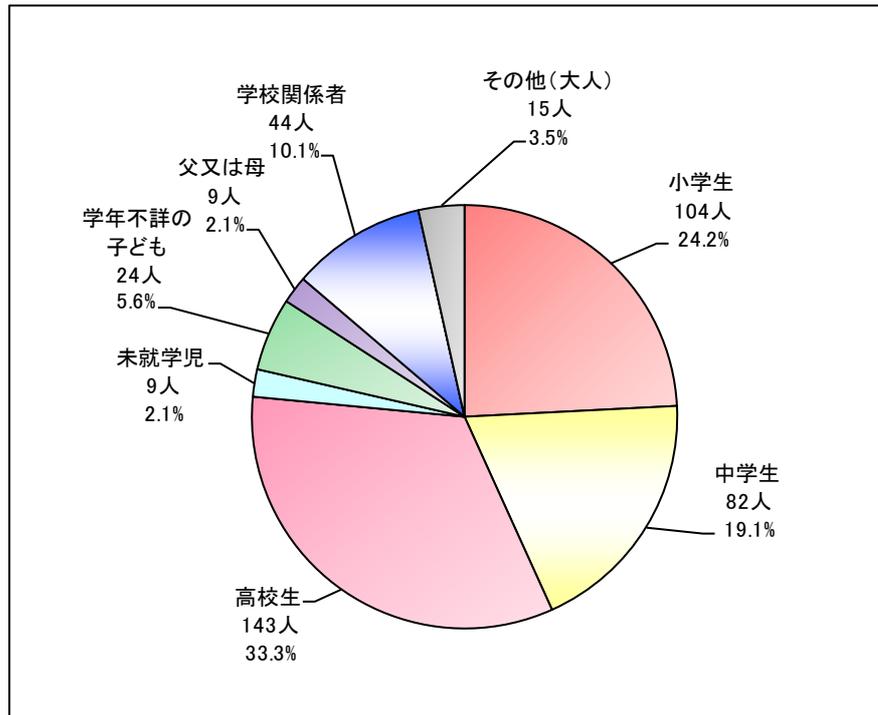


図 3 相談対象者の内訳(延べ人数:430)

☆ 「相談対象者の内訳」の年度比較はP51 参照

※4 相談対象者

誰についての相談かということです。

例えば、母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親になり、「相談対象者」は小学生となります。

(4) 相談の方法(図4、5、表1)

初回相談で最も多かった相談方法は、電話(73件 61.3%)でした(図4)。

延べ件数でも、電話による相談(220件 51.7%)が最も多く、次いでメールによる相談(151件 35.4%)となっています(図5)。

なお、相談方法は、相談継続の中で変わることがあります。

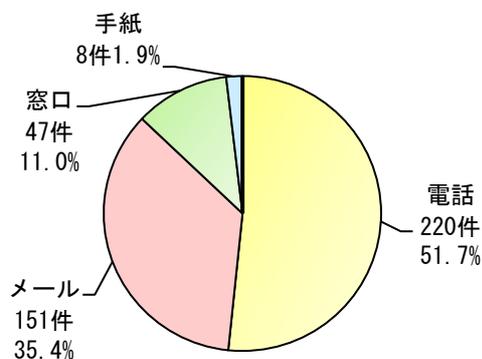
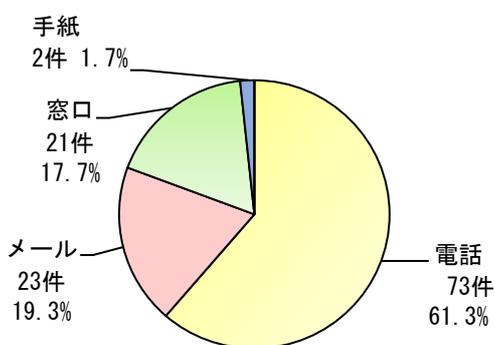


図4 初回相談の内訳(件数:119)

図5 延べ件数の内訳(件数:426)

☆ 「相談方法別件数」の年度比較はP51 参照

相談者と相談方法の関連では、子どもからの相談は、メールによる相談(136件 31.9%)が、大人からの相談は、電話による相談(162件 38.1%)が最も多くなっています(表1)。

表1 相談者・相談方法別件数

相談方法	子ども				大人					合計 件(%)
	小学生	中学生	高校生	学年不詳	父親	母親	親族(祖父母等)	学校関係者	その他	
窓口相談	9	2	6	0	2	17	7	0	4	47件 (11.0%)
	17件(4.0%)				30件(7.0%)					
電話	14	20	20	4	7	100	21	6	28	220件 (51.7%)
	58件(13.6%)				162件(38.1%)					
FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件 (0.0%)
	0件(0.0%)				0件(0.0%)					
メール	21	42	59	14	0	13	0	1	1	151件 (35.4%)
	136件(31.9%)				15件(3.5%)					
手紙	4	0	4	0	0	0	0	0	0	8件 (1.9%)
	8件(1.9%)				0件(0.0%)					
調査相談 専門員の訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件 (0.0%)
	0件(0.0%)				0件(0.0%)					
合計	48	64	89	18	9	130	28	7	33	426件 (100%)
	11.3%	15.0%	20.9%	4.2%	2.1%	30.5%	6.6%	1.6%	7.7%	
	219件(51.4%)				207件(48.6%)					

(5) 相談受付の時間帯と所要時間(図 6、7)

相談が最も多い時間帯は、子どもも大人も16時から18時(子ども:95件45.0%/大人:66件31.9%)となっています(図6)。また、子どもは放課後や帰宅後に、大人は子どもが帰宅するまでの時間帯に相談を寄せている傾向がありました。

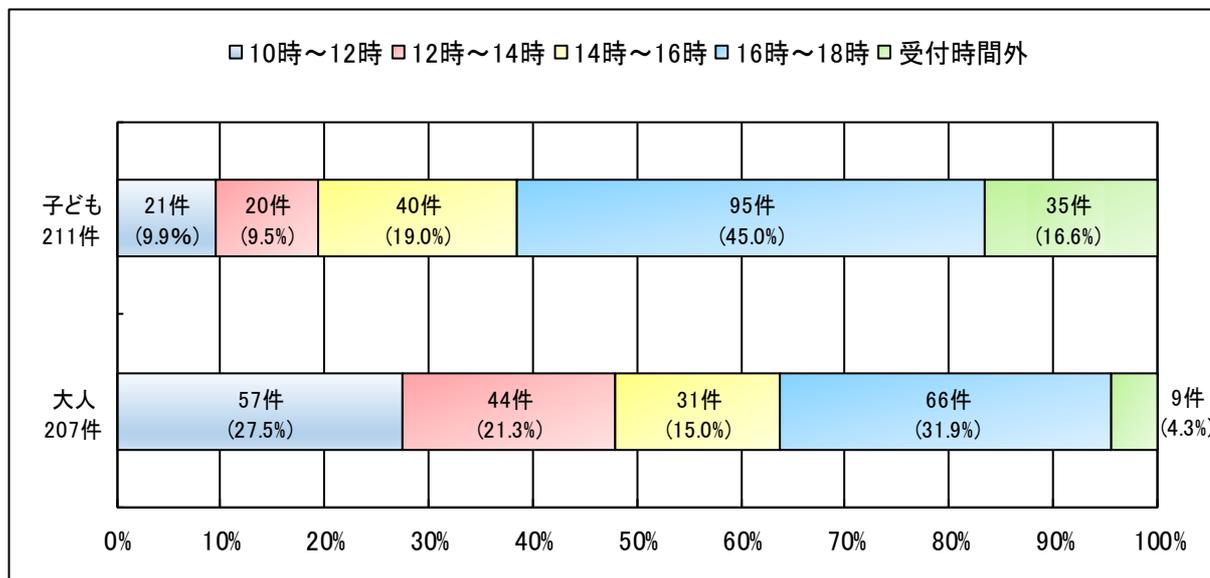


図6 相談受付の時間帯の比較(手紙相談を除く延べ件数:418)

相談の所要時間について、電話相談と窓口相談に分けて比較してみると、電話相談では、30分未満(子ども:49件84.5%、大人:137件84.6%)が最も多く、窓口相談では、1時間以上2時間未満(子ども:7件41.2%、大人:14件46.7%)が最も多くなっており、前年度も同様の傾向がありました(図7)。

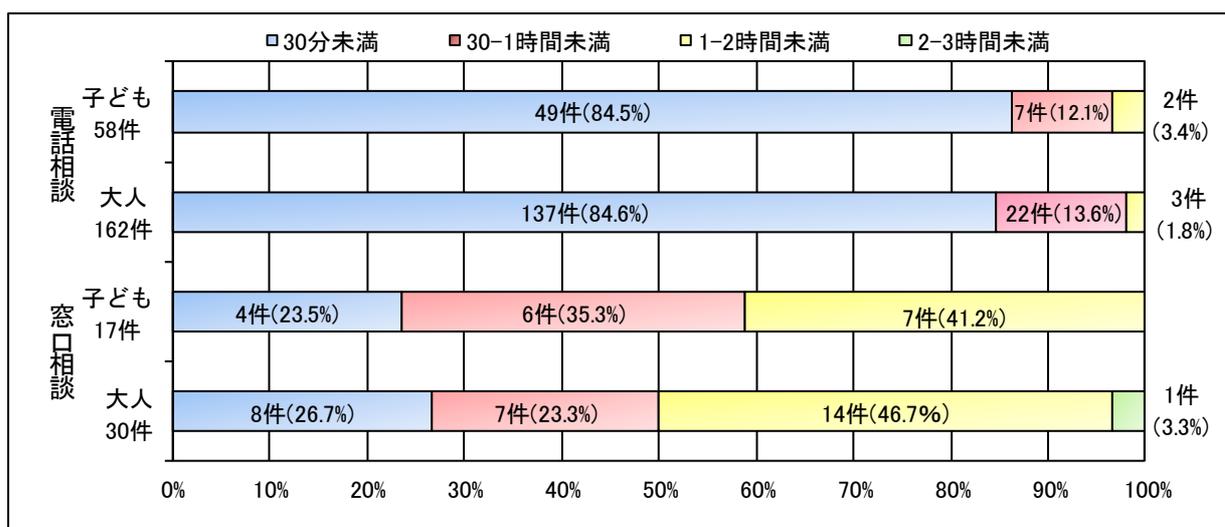


図7 相談受付の所要時間の比較(延べ件数:267)

☆ 「相談受付の時間帯」、「相談受付の所要時間」の年度比較はP52 参照

(6) 相談の内容^{※5}(表2)

① 小学生は「交友関係」の相談が多くなっています。

小学生の相談内容で最も多かったのは「交友関係」で、低学年は子ども同士で起きたトラブルについて、高学年は仲間はずれ、異性への関心などについて寄せられています。

交友関係の悩みは、子どもの話をじっくり聴くことで、子どもの気持ちが穏やかになり、気持ち整理できて、問題が深刻化せずに解決の方向に向かうことが多くありました。

② 中・高校生は「心身の悩み」の相談が多くなっています。

中・高校生の相談内容で多かったのは「心身の悩み」で、不安や意欲の低下、不眠、コミュニケーションが苦手、体調、体型などについて寄せられています。これらの相談の中には、背景に複雑な問題を抱えており、他機関との連携や長期間のかかわりが必要な場合がありました。

子どもの相談に対しては、できるだけ子ども自らが問題の解決に当たることができるように、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。そのため、「どうすればいいですか。」と、子どもたちがすぐに回答を求めるような場合でも、何回もやり取りを重ねて、気持ちをしっかり話してもらった結果、次第に子ども自身が自分の問題の解決方法を考えて、自分の力で解決できるようになっています。

③ 大人の相談は母親の相談が多くなっています。

大人の相談者は、前年度同様、母親が最も多く、相談内容は、「子育て」、「教職員等の指導」などとなっています。

母親が子育てに悩む背景には、子どものいじめ、発達障がい、家庭生活上の問題（離婚）等が見受けられました。

※5 相談の内容

相談者の主たる訴えをさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主たる訴えの内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主たる訴え（主訴）を一つに絞りました。

表2 相談内容の内訳(実件数:119件/延べ件数:426件)

相談者 相談内容		子ども					大人						合計 (件)
		小学 生	中学 生	高校 生	学年 不詳	計	父親	母親	親族 (祖父 母等)	学校 関係 者	その 他	計	
心身の 悩み	実件数	1	6	3	1	11	1	1	1	0	0	3	14
	延べ件数	11	41	43	1	96	1	1	6	0	0	8	104
交友関係	実件数	5	3	4	3	15	0	2	0	0	0	2	17
	延べ件数	31	6	16	12	65	0	3	0	0	0	3	68
不登校	実件数	0	1	0	0	1	0	4	0	1	0	5	6
	延べ件数	0	4	0	0	4	0	40	0	5	0	45	49
いじめ	実件数	2	0	1	0	3	0	5	3	0	0	8	11
	延べ件数	4	0	22	0	26	0	18	3	0	0	21	47
教職員等 の指導	実件数	0	2	2	0	4	0	6	0	0	3	9	13
	延べ件数	0	8	7	0	15	0	21	0	0	10	31	46
子育て	実件数	0	0	0	0	0	0	11	1	0	1	13	13
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	25	1	0	1	27	27
家族関係	実件数	2	2	1	0	5	0	2	4	0	4	10	15
	延べ件数	2	4	1	0	7	0	5	6	0	9	20	27
学校等の 対応	実件数	0	0	0	0	0	1	5	1	0	0	7	7
	延べ件数	0	0	0	0	0	5	8	2	0	0	15	15
家庭内 虐待	実件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	3
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	2	0	14	16	16
進路問題	実件数	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	2
	延べ件数	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	3
金銭問題	実件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2
行政機関 の対応	実件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
その他	実件数	0	0	0	0	0	2	3	2	0	3	10	10
	延べ件数	0	0	0	0	0	3	6	2	0	3	14	14
不明	実件数	0	0	0	4	4	0	0	0	0	2	2	6
	延べ件数	0	0	0	5	5	0	0	0	0	2	2	7
合計(件)	実件数	10	15	11	8	44	4	41	13	2	15	75	119
	延べ件数	48	64	89	18	219	9	130	22	7	39	207	426

☆ 「相談内容の内訳」の年度比較はP52参照

(7) 事例紹介

☆ 事例は、個人が特定されないよう、一部変更しています。

主訴	相談の概要
心身の悩み	<p>高校生（Aさん）から「コミュニケーションが苦手で、LINE（無料通信アプリ）でも会話ができなくて悩んでいます。」というメール相談がありました。</p> <p>Aさんの気持ちをくみながら、Aさんのいいところ、いまできていることを評価しました。また、どのような場面で会話に困るのか、友達とどんな話をしてみたいかなどを具体的に考えてもらいながらメールでのやり取りを重ねました。するとAさんから「今度は友達に自分の好きな芸能人のことを話してみます。」と友達との会話のきっかけをみつけたような返信がありました。</p>
心身の悩み	<p>中学生（Bさん）から「体型のことで悩んでいます。ダイエットしたらいいか迷っています。」というメール相談がありました。</p> <p>Bさんの気持ちをくみながら、自己肯定感を高めるためにBさんの意見を評価しました。また、いまは身体を作る大切な時期であるという共通認識の上で、無理なダイエットのデメリットと一般的なダイエットのメリット等について考えていきました。Bさんから「周りの子はみんな食べないで痩せようとしていましたが、それだけではいけないことがよくわかりました。」と返信がありました。</p>
交友関係	<p>小学生（Cさん）から「友達から名前をばかにされたり、意地悪なことを言われたりするので、どうしたらいいか。」という手紙相談がありました。保護者からの手紙も同封されており、子どもの状況を補足する情報が書かれていました。</p> <p>そこで子どもの権利相談センターからはCさんと保護者の双方に返信をしました。Cさんには、手紙に書いてきたCさんの気持ちに共感し、一緒に解決策を考えていきたいと書き、保護者には、Cさんとのやりとりを中心にしつつも、Cさんが安心して学校生活を送れるようになるまで保護者と連絡を取り合いながら協力していきたいと書くことを書き添えて同封しました。</p> <p>Cさんと手紙のやり取りが続き、友達に何をされたかを詳しく聞くのではなく、問題解決のためにCさんは何ができるかを一緒に考えました。また、同封されてきた絵にポジティブなコメントを添えるなど、手紙のやり取りが心地いいと思えるように工夫しました。そのような中、保護者から「環境が変わったことに対するストレスから友達の言動に過剰に反応しているかもしれない。」ということが書かれていたので、担任に相談してみることを提案しました。</p> <p>その後、保護者から「担任が関係者間の調整を図ってくれたことが功を奏し、子どもは“学校が楽しい”と登校するようになりました。」という報告がありました。また、Cさんからも友達と仲直りをしたという報告とともに、今後も調査相談専門員との手紙のやりとりを希望したため、手紙交換を継続しました。</p>
交友関係	<p>高校生（Dさん）から「席替えがあり近くに話せる人がいないため、休み時間などが苦痛で学校に行きたくない。」という電話相談がありました。</p> <p>何回かやり取りを重ねていくと苦しい気持ちを語れるようになり、「仲のよかった友達が急に話しかけてこなくなった。自分にはどうしてそうなったのかいくら考えても分からなくて不安でいっぱい。」と核心の話しをしてくれました。</p> <p>その後、「友達から手紙がきた。とても嬉しかったけど、どんな態度で接したらよいか悩む。」と相談があり、Dさんができそうな関わり方を考えてもらったところ、「学校に行ったら、勇気を出して以前と同じように話しかける。」とのこと。</p> <p>後日Dさんからその結果報告があり、「友達に対して“手紙ありがとう。”と普通に話しかけてみた。明るい返事が返ってきた。」と嬉しそうでした。</p>

主訴	相談の概要
いじめ	<p>中学生（Eさん）から「クラスの人が自分の仕種をまねしたり笑いの種にしたりするので、今度は何をされるかと考えてしまって、怖くて、学校に行くのがしんどくなっている。」という窓口相談がありました。</p> <p>保護者が学校にいじめへの対応を要望したことを受け、学校ではいじめたとされる生徒への指導をはじめ学年全体への指導も行い環境を整えましたが、Eさんは安心感を得ることができず、不登校が続いているということでした。</p> <p>面談では、Eさんの話をじっくりと聴きました。「いじめた生徒がたくさんいる教室に入るのが怖い。謝ってもらったがなかなか許せない。登校時間をずらして別室では勉強できる。」という気持ちを話してくれました。</p> <p>Eさんの了解を得て、保護者にEさんの気持ちを伝えるとともに、保護者を通じて担任にも伝えてもらいました。</p> <p>その後、担任からも子どもの権利相談センターに連絡があり、「Eさんの状態を共有し、協力してEさんを支えたい。」という話があり、Eさんにも伝えました。学校側はEさんの状況を配慮した環境整備をしてくれ、登下校の時間をずらして別室登校を続けました。</p> <p>しかし、Eさんは、「いじめた子どもたちと一緒に学習するのは怖い、同じ学校にはいたくないという気持ちが固い。」と何度も電話してきました。やり取りを重ねる中で、保護者や先生に自分の本心を言えるようになり、最終的には転校という選択をEさん自身がしました。</p>
いじめ	<p>小学生（Fさん）から「同じクラスのGさんに“こっちを見るな。”と言われたりしていじめられる。学校に行こうとすると頭が痛くなる。」という窓口相談がありました。</p> <p>問題解決に向けてFさんができることは何かを一緒に考えていくと「担任に相談してみる。」という方法が出されました。しかし、「一人で先生に言うのは勇気がいるから難しいけど、友達と一緒に言えるかもしれない。」という気持ちが語られたため、次回面談時までに友達に相談してみることを目標にしました。</p> <p>すると、一週間後の面談で勇気を出して友達に相談しただけでなく、友達と一緒に先生にも相談し、Gさんから謝ってもらったことで「学校が楽しい、頭も痛くなくなった。」と報告がありました。</p>
教職員等の指導	<p>保護者から「特別支援学級に在籍している子ども（小学生、Hさん）の学級担任の言葉遣いが悪いと子どもから聞いた。本当のところはどうなのか知りたいが、学校に相談したらいいか悩んでいる。」という電話相談がありました。</p> <p>Hさんは、登校しぶりや就寝中に騒ぐなどの行動がみられているということだったので、心身に影響が出ていると判断し、保護者には、早急に学校に相談する必要があると助言しました。</p> <p>後日、「学校が適切に対応してくれたため、登校しぶりがなくなった。」との報告を受けました。</p>
家庭内虐待	<p>母親から「子ども（小学生、Iさん）が学校でクラスメイトに意地悪しているようだ。前夫の自分（母親）に対する暴力等が悪影響を与えているのではないか。子どもらしい心の成長を凶らせたいのでどうしたらよいか。」という窓口相談がありました。</p> <p>Iさんの気持ちをじっくりと聴き、Iさんの将来を見据えた結果、心理判定や専門的で継続的な面接が必要と判断し、児童相談所につなぎました。</p>

2 調整活動



(1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が、「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子ども・大人や関係機関等に対して、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が連携して、働きかけるものです。

調整活動では、まず問題を取り巻く一人一人の語ることばを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないとかということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのかを、正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちをひとつひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けて行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」「救済の申立てを受けて」「救済の申立てがなくても救済と権利の回復のために必要があると認めるときに」、子どもの権利擁護委員の判断で行うこととしています（条例第18条第1項第1号、第2号、第3号）。

(2) 平成26年度の調整状況

平成26年度は、6案件について延べ34回実施しました（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目	調整先	調整先						合計 (件)
		小学校	中学校	高等学校	市教委 委員会	その他 行政 機関	子ども 保護者 等	
教職員等の指導	(2 案件)	1	4				22	27
不登校	(1 案件)			2			1	3
学校等の対応	(1 案件)						1	1
心身の悩み	(1 案件)					1	1	2
行政機関の対応	(1 案件)				1			1
合 計		1	4	2	1	1	25	34

☆ 「調整活動」の年度比較はP53 参照

(3) 調整活動の様子 — 事例紹介 —

【保護者からの電話】 「息子の不登校」

子どもが別室登校している。教室で授業を受けて進級してほしい。

【子ども（息子高1）との面談実施】

保護者の気持ちが安らぎ安定することによって子どもへの関わり方にも余裕が生まれるため、まず相談者である母親から、話を十分に聴きました。

子どもの問題の解決には、子どもの気持ちをしっかりと聴くということが基本となるため、子ども自身との面談も実施しました。

子どもに起きていることの実事確認だけでなく、その時どんな気持ちだったかを聴くことは、とても大事なことであるため、丁寧に聴き取りました。子どもは「親に自分の本当の気持ちを言えない。」「教室で勉強するにはまだ少し時間が必要だ。」という気持ちでいることがわかりました。

また、「少し手助け（気持ちの橋渡し）してもらえば、自分なりに努力して、がんばりたい。」という発言もありました。

【調整活動の実施と結果】

運営会議では、「少しの手助け」について、子どもの権利擁護委員から、「子どもを甘やかすのではなく、子どもが自ら歩みだすために手を添える役割」という方向性が示されました。

子どもの同意を得て、調査相談専門員が母親に子どもの気持ちを橋渡しし、担任には保護者から伝えてもらいました。

その後、担任から子どもの権利相談センターに連絡がありました。子どもの学習したい気持ちを尊重しその環境を整えるために、子どもの同意のもとに学校と情報共有しながら協力し合うこととしました。

また、子どもは、先生方から「いつから学校に来るのか。」と聞かれるのが辛い。「どうなれば学校に来れるかな。」と聴いてほしいと希望していたため、その辺の心情の理解と具体的な対応について心理職の子どもの権利擁護委員が先生方にアドバイスしました。

保護者は、数回の調整活動を通して、子どもの本心と本当の気持ちを親に言い出せないでいる状況を次第に理解していき、一般論で追い詰めることが減っていきました。

子どもとは十数回の面談を行いましたが、終盤には、「現在の高校は、中学校の成績と親の希望で入学した学校だった。本当は行きたかった学校があった。高校卒業後の進路も視野に入れて、その学校を受験し直したい。」と、自分の気持ちをはっきりと話せるようになりました。

受験勉強、願書提出等に、現在の高校と卒業した中学校の先生方の協力を得、保護者の温かい応援を受けながら、本当に行きたかった高校の受験に挑戦しました。

☆ 事例の内容は、個人が特定されないよう一部を変更しています。

3 調査活動

(1) 調査活動とは

子どもの権利擁護委員は、子ども又はその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」（条例第18条第1項第2号））。

また、子ども又はその関係者から救済の申立てがなくても、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときに、事実の調査を行います（「自己発意案件」（条例第18号第1項第3号））。

事実の調査は、条例に定められた方法（条例第18条第2項）により行います。あくまでも「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

(2) 平成26年度の調査状況

① 申立案件

平成26年度は、救済の申立て案件はありませんでしたが、前年度から調整活動を継続していた「平成25年度申立1号」について終結することとし、結果を通知しました（表4）。

表4 申立案件の対処結果等一覧（H26.4.1～H27.3.31）

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴]・対応状況	調査回数
1	平成25年度申立第1号	平成25年9月	[教職員等の指導] 平成25年9月 調査実施 平成25年9月～調整活動 平成27年2月 調査結果通知 (保護者、当該学校)	0

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

② 自己発意案件

平成 26 年度は、子どもの権利擁護委員の判断による事実の調査（条例第 18 条第 1 項第 3 号）を、2 案件実施しました（表 5）。

表 5 自己発意案件の対処結果等一覧（H26.4.1～H27.3.31）

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴]・対応状況	調査回数
1	平成 26 年度発意第 1 号	平成 26 年 6 月	[学校等の対応] 平成 26 年 6 月 調査実施 平成 26 年 6 月 調査結果通知(当該保護者)	6
2	平成 26 年度発意第 2 号	平成 26 年 7 月	[学校等の対応] 平成 26 年 7 月 調査実施 平成 26 年 7 月 調査結果通知(当該保護者)	5

☆ 「申立てによる調査活動の状況」「自己発意による調査活動の状況」は P53 参照

Ⅲ 運営会議

1 運営会議

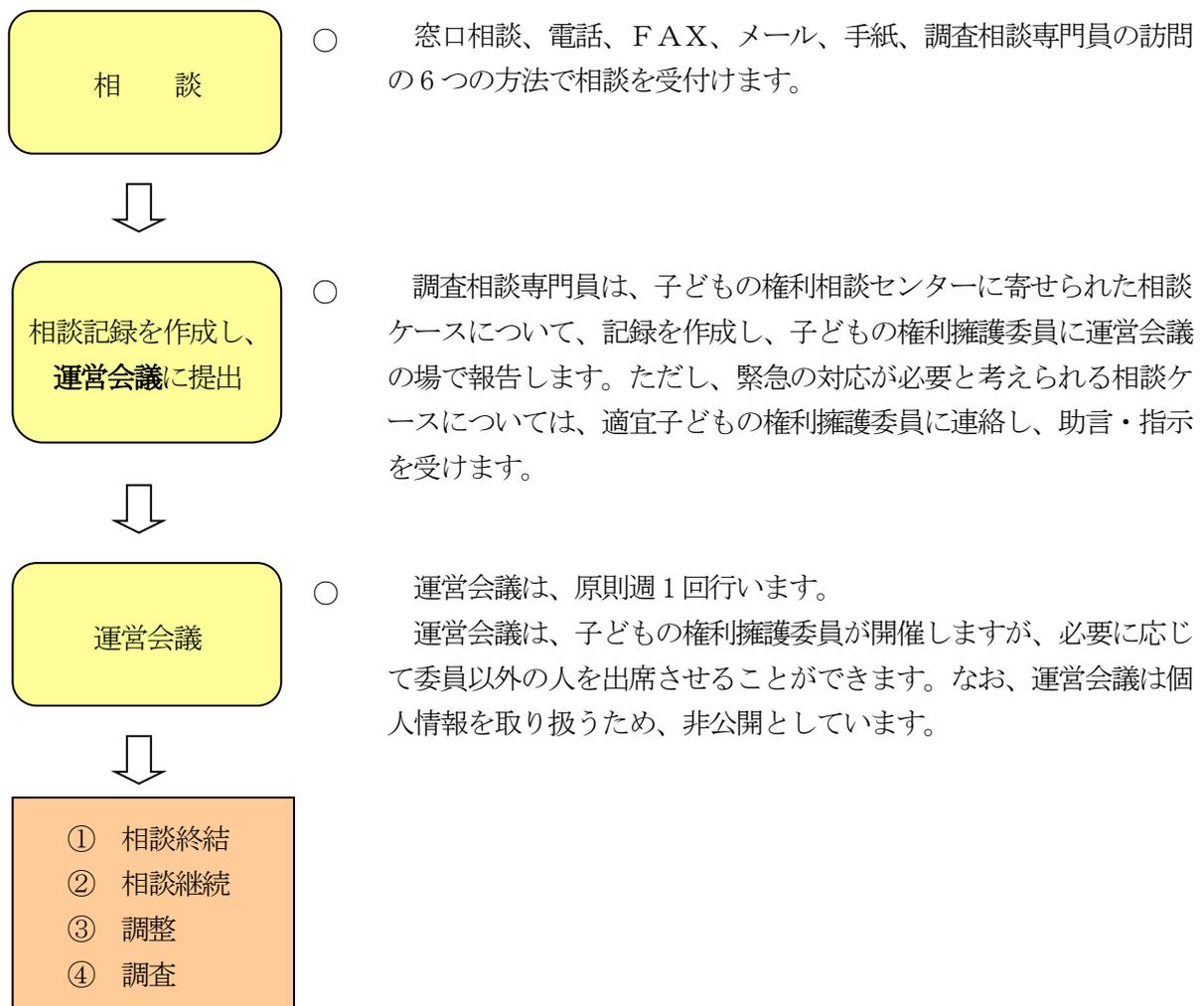
Ⅲ 運営会議

1 運営会議

子どもの権利擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

また、調査相談専門員が受けた相談及びその対応状況についての詳細な報告を受けて、スーパーバイザー(監督者)として、専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

(1) 運営会議までの主な流れ



(2) 運営会議の開催状況

平成26年度は、54回開催しました(表6)。

表6 平成26年度「運営会議」の開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4	5	6	5	4	4	4	5	5	4	4	4	54

IV 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動**
- 2 子どもの相談機関意見交換会**
- 3 制度・活動に関する研修、会議、視察**

IV 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動

広報・啓発活動は、子どもへの人権侵害を未然に防止する観点から、相談や調整・調査の活動とともに重要なもので、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに子ども自身がSOSを発することができる場として、子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

子どもの権利条例では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています（条例第10条）。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うのはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

① リーフレットや携帯カード、チラシ等の配布

平成26年度に配付したリーフレット等の状況は、表7のとおりです。

表7 リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付状況

配付時期	配付物	対象者
平成26年 4月	(A) 「子どもの権利相談センター」リーフレット	市内小学1年生、5年生、高校1年生の児童生徒、特別支援学校の小1、中1、高1の児童生徒
	(B) 「子どもの権利相談センター」子ども用携帯カード	市内小学1年生の児童
5月	(C) 「子どもの権利相談センター」リーフレット ～気持ちを伝えてみませんか？～	市内小・中・高・特別支援学校の全学年の児童生徒
	(D) H25年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書	市内小・中・高・特別支援学校、幼稚園、認可外保育施設、保育所、児童生徒が利用する公共施設等
12月	(E) 「子どもの権利相談センター」リーフレット及び ポスター((E)表面の拡大版)	市内小・中・高・特別支援学校の全学年の児童生徒

☆ 次ページ以降に (A) ～ (E) の写しを掲載しています。

学校や家族、友だちのことなどでこまっているときは・・・

「子どもの権利相談センター」 に相談してください!!



「子どもの権利相談センター」ってなんですか？

子どもの権利について、専門的な知識と経験を持つ「子どもの権利擁護委員」(弁護士、大学の先生、臨床心理士)と「調査相談専門員」が、さまざまなことで困っている子どもの話を聞いて、どうしたらいいか、一緒に考える場所です。



何をしてくれますか？

子どもの話をじっくり聞きます。その子にとって今もっとも良いことは何かを一緒に考え、必要なときは、いろいろな人と話し合っ、みなさんと一緒に問題の解決に取り組みます。



みんなに秘密で相談できますか？

もちろんできます。みなさんの秘密は、守ります!!

困ったときは、一人で悩まないで、どんなことでも相談してください。

そう だん ほう ほう

相談方法は・・・



- ①窓 口 相 談 子どもの権利相談センターで相談(地図は裏にあります)
- ②電 話 す る 0120-370-642 (フリーダイヤルです)
- ③ファックス 017-763-5678
- ④メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手 紙 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター
- ⑥相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談
(土・日、祝日を含みます)

受付時間 原則、月曜日～金曜日の午前10時～午後6時
(土・日、祝日、年末年始を除きます)

「子どもの権利擁護委員」 からのメッセージ



弁護士
沼田 徹委員

落ちこんだとき、困ったとき、どうしたらよいかわからなくなったとき、悩みで目の前が真っ暗になったときには、遠慮しないで相談してください。お話を聞かせてください。ここには、あなたを待っている人たちがいます。



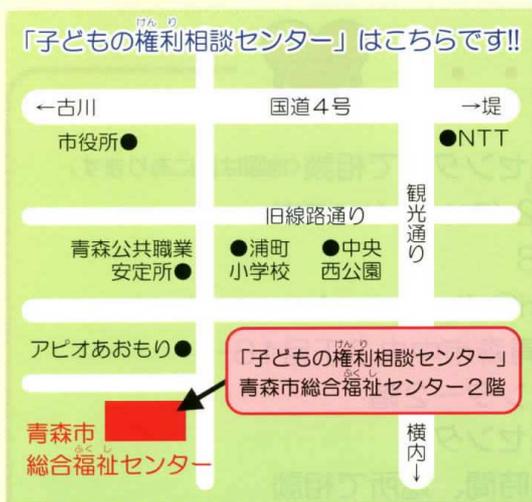
大学の先生
小林央美委員

最近、楽しくて幸せいっぱい、大きな声で笑ったことがありますか？私にも、そして周りの人たち「みんな」にも、安心して自分らしく、元気に、そして、意見を発言することのできる「権利」があります。その権利が大切にされていないなあと思うことがあったら、相談してくださいね。一緒に、考えたり行動したりしていきましょう。



臨床心理士
関谷道夫委員

青森市は、青い海、青い空、青い森に抱かれてやさしく揺れるゆりかご！未来を担う子どもたちが、笑顔を絶やさず、のびのびと元気に、しっかり生きる力を育むことができるように！すべての人が力を合わせて支援していきます。



青森市健康福祉部子どもしあわせ課（子ども未来チーム）

〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階

TEL/FAX : 017-763-5678 青森市ホームページ <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

(B) 携帯カード表

(B) 携帯カード裏

学校や家族、友だちのことなどでこまっているときは・・・

「子どもの権利相談センター」 に相談してください

相談方法

- ①窓口相談 子どもの権利相談センターで相談
- ②電話 0120-370-642 (フリーダイヤルです)
- ③ファックス 017-763-5678
- ④メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手紙 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター
- ⑥相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で行う

受付時間
原則、月曜日～金曜日の
午前10時～午後6時
(土・日、祝日、年末年始を除きます)

開設場所

〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階

(C) リーフレット表

おかしいじゃん!!

どうしたらいいの...

友だちとうまくいかないなあ...

気持ちを伝えてみませんか？

イライラする...

だれにもいえないなやみがあるんだけど...

子どもの権利侵害に関することは、
青森市子どもの権利相談センターへ

【相談方法はこちらです】

- ①窓口相談：子どもの権利相談センターで相談
- ②電話：0120-370-642 (フリーダイヤル)
- ③ファックス：017-763-5678
- ④メール：ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手紙：〒030-0822
青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階 子どもの権利相談センター
- ⑥相談員の訪問：相談者が希望する時間、場所で行う

★受付時間 原則、月曜日～金曜日の午前10時～午後6時 (土・日、祝日、年末年始を除きます)

子どもの権利相談センターのそのほかの情報は

青森市健康福祉部子どもしあわせ課 (子ども未来チーム)
〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階
TEL/FAX: 017-763-5678 青森市ホームページ: <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

(C) リーフレット裏

♪ 青森市子どもの権利相談センタースタッフの紹介 ♪

【子どもの権利擁護委員】

子どもの心や子どもの権利に詳しい人たちです。



沼田 徹 委員

好きなものは、サイクリング、木漏れ日、そよ風、蓮の花その他たくさんあり過ぎて書き切れません。
落ち込んでも大丈夫。真っ暗闇でも大丈夫。あなたを照らす光は必ずあると思うよ。



小林 央美 委員

「いいとこ探し」をはじめるのが好きです。
同じ人でも、同じものでも、「見方・考え方」で、全く違うものを感じてしまいます。
「いいとこ探し」は、心も体も元気にしてくれます。元気が出ないときに、おすすめです。やってみませんか？



関谷 道夫 委員

「相棒」と「ごちそうさん」が終わって虚脱状態。そんな私が、みなさんに呼びかける言葉は・・・
「あなた方には、素晴らしい何か潜んでいる。眠っている魅力がいっぱいある。これを引き出す生き方をしたいわ。」

【調査相談専門員】

はじめに、あなたの話をきいたり、手紙やメールの返事を書く人たちです。



赤木 光子
調査相談専門員

ストレス解消法は読書。
絵本、童話が好きです。
しわの数分みなさんよりも長い人生があります・・・
からだ、こころがすっきりしないと感したら、相談してください。



佐藤 実花
調査相談専門員

私のプチ鬱はたまに録画のドラマを観ること。
特に恋愛ドラマは、ヒロインになったつもりで(笑)泣き崩れる・・・観終わった後はすっきり!!
なので、恋愛相談もOK☆人生相談もOK☆



小林 直子
調査相談専門員

ストレス解消法はショッピングと眠ることです(o^v^o)
雑貨や小物を見ていると、心がウキウキしてきます♪
好きなキャラクターはクマです☆クマだけにクマったら(困ったら)ご相談ください。

(D) 活動報告書

平成25年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書

青森市子どもの権利擁護委員

学校や家庭などでお悩みがちなことは…
「子どもの権利相談センター」
にご相談ください!

お問い合わせ
相談方法

- ①子どもの権利相談センターに来て相談する
- ②電話する 0120-370-642 (フリーダイヤル)
- ③ファックスする 017-763-5678
- ④メールする ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手紙を送る 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター
- ⑥相談者が希望する時間、場所で相談する

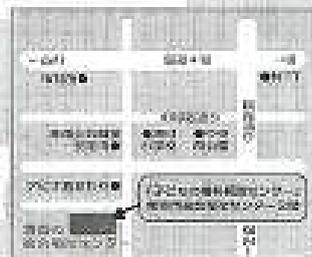
あなたの携帯にも
ぜひ登録してね。



お問い合わせ
受付時間

原則、月曜日～金曜日の午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除きます)

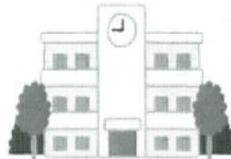
お問い合わせ
開設場所



※このデザインは、平成26年度青森市子ども会連盟が制作しました。

子どもの権利相談センターに届く声...

ともだち
友達にバシリにされてます・・・
ことわ
断ると友情関係が壊れそうで
ふあん
不安なので断れませんか・・・



コミュニケーションがすごく
にがて
苦手な会話が続かない・・・

きょうしつ
教室に入っても
ひとり
ひとりで寂しい・・・

れんあい
恋愛のことって相談にのって
くれますか？



ひと
人に嫌われないように毎日自分
に嘘ついて生きてるっていう
か・・・

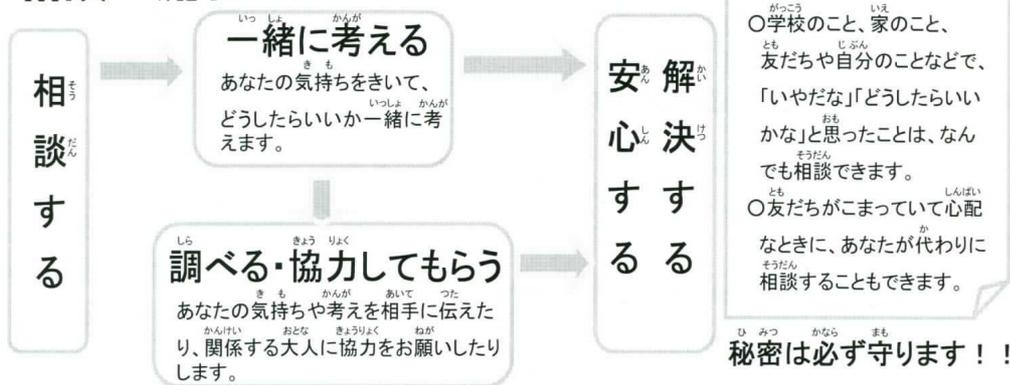
ブログをやっています。コメント
にひどいことを書かれました・・・

ほか
他の人にとってはくだらないかもしれない
けど、自分にとってはとても辛いです・・・
たす
助けてください。

まいにち
毎日びくびくしながら笑顔
を振りまいてる・・・



相談の流れ



① 「青森市子どもの権利の日」フェスティバルに参加

子どもの権利条例では、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこと（条例第10条第2項）としております。子ども会議委員（※8）が自ら企画立案して「青森市子どもの権利の日」フェスティバル『FOR CHILDREN～子どもにできること～』をアウガ（AV多機能ホール）で開催しました。

子どもの権利擁護委員は、イベント企画の一つである「子どもの権利に関する劇と意見交換」にコンダクターとして加わり、参加した子どもたちと来場者の思いをつなぐ役割を担いました。

具体的には、子ども会議委員が家庭や学校で普段思っていることを劇で表現し、その後、子どもの権利擁護委員が来場者から子どもの権利に関する意見や、劇についての感想を聞きながら、子どもの権利について一緒に考えました。

また、イベント会場内において、調査相談専門員が子どもの権利相談センターのPRブースを設置し、相談方法や相談対応の流れについてのパネル展示と広報活動を行いました。



青森市子どもの権利の日フェスティバル
「FOR CHILDREN ～子どもにできること～」の様子



子どもの権利相談センターのパネル展示物

※8 子ども会議委員

青森市では、まちづくりなどに子どもが意見を表明し参加することができるように「青森市子ども会議」を設置しています。子ども会議委員は、この会議に参加し活動をする子どものことをいいます。

(2) 大人への広報・啓発活動

① 一般の大人へ向けた広報・啓発活動

ラジオ広報、市ホームページや「広報あおもり」等を活用したPRを行いました(表8)。

表8 一般の大人へ向けた活動の一覧

実施時期	摘 要
平成26年4月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利擁護委員のコラムを掲載 ○ ラジオ広報による広報活動
5月	○ 子どもの権利相談センターのホームページに子どもの権利擁護委員のコラムを掲載 ○ 市庁舎に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.38)
6月	○ ラジオ広報による広報活動 ○ 「広報あおもり」の特集で子どもの権利相談センターの取り組みについて掲載
7月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載 ○ 市庁舎に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.39)
8月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
9月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
10月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
11月	○ 市庁舎1階市民サロンにおいて子どもの権利相談センターをPR
12月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
平成27年2月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載

② 教職員等への啓発

子どもの権利擁護委員は、青森市子どもの権利条例の理解と周知を図り、教育関係機関と連携して推進していくため、4月に教育委員会を訪問し、7～8月には小・中学校長会で挨拶しました。



開所式の様子

(H25.5.1)



相談室



センター入口

青森市子どもの権利相談センターだより

平成二十六年 五月二日

青森市子どもの権利
相談センター発行

開設から 年...

青森市子どもの権利相談センターは、子どもの権利擁護委員による相談と救済の活動拠点として、昨年青森市総合福祉センター一階に開設しました。

スタッフは、専門的知識を有する子どもの権利擁護委員三名、調査相談専門員三名、事務局員三名です。

私たちは、子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益を考え、ひとりひとりの成長と発達に配慮しながら、子どもが笑顔で毎日を過ごせるよう、相談や調整の対応をしています。

なお、昨年度寄せられた相談は、延べ二八八件でした。



あなたも出前講座を受けてみませんか？

当センターでは、市民のみならず「子どもの権利条約や「子どもの権利」について適切に学び、理解していただくことを目的に、出前講座を行っています。

- ☆ 対象 5名様以上でご参加いただける団体
- ☆ 講師 青森市子どもの権利擁護委員
(沼田 徹氏、小林 央美氏、関谷 道夫氏)
- ☆ 料金 無料
- ☆ ご質問や申込・問合せ

青森市健康福祉部子どもあわせ課 子ども未来チーム

(TEL/FAX 017-763-5678)

受講者の声

「自分のことを大切に下さい。」という言葉が心に残りました。

「権利は空気のように汚れると苦しい、無くなると、その大切さが分かる」ということが特に心に残りました。

学校、町内会、サークルなどの研修にご利用ください。

よくある質問

Q & A

Q どんな相談が来るの？

A 交友関係 いじめ 体罰 家族関係や子育てについてなど、様々な相談が寄せられています。

Q 大人でも相談できるの？

A 青森市内に在住・在学・通学している子どものことであれば、大人も相談できます。

Q 秘密は守ってくれるの？

A 相談は、匿名でもできます。

「相談に関する秘密は守りますので安心してください。」

青森市子ども権利相談センターだより

平成二十六年九月
青森市子どもの権利
相談センター発行

子どもは交友関係 大人は子育て

平成25年度に受け付けた相談案件数は、107件(延べ288日件)でした。
下記のグラフは、子ども、大人別に、相談主訴の件数(延べ)を表したものです。
グラフから、子どもは「交友関係」、大人は「子育ての悩み」についての相談が一番多かったことがわかります。

子どもからの相談 トップ3

- ① 交友関係
- ② 心身の悩み
- ③ 教職員等の指導

★「学校が楽しくない。どうしても楽しくなるんだったら、相談のメールを受け、相談者自身の気づきを大切に、数十回にわたるやりとりをしてみました。相談者自身が気づき、行動してみよう」という結論に至ったケースがありました。

また、「不登校の友達と一緒に卒業をしたい。自分にできることは何か?」と複数で来室し、相談したケースもありました。

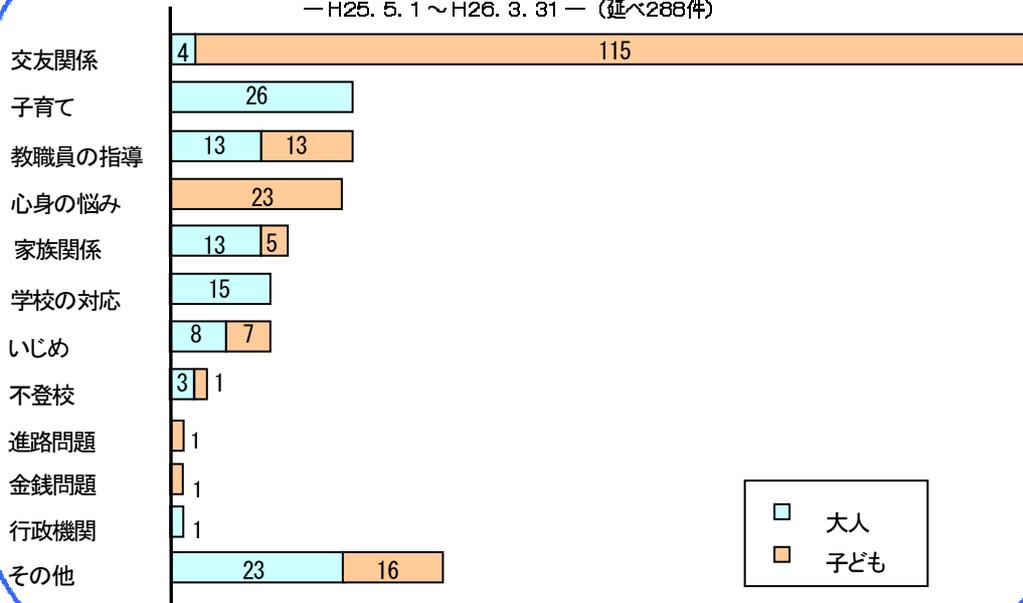
大人からの相談 トップ3

- ① 子育ての悩み
- ② 学校等の対応
- ③ 教職員等の指導
- ④ 家族関係

★「いろいろな方法を試してみたけど、問題解決にならなかった。どうすればいいですか?」という子育てについての相談や、「子どもの抱えている問題を相談員が直接子どもにきいてもらえない。」「保護者が子どもと連絡するケースもありました。」「子どもとのかかわりに保護者自身が困惑している様子」がみられました。

相談内容(主訴)の子ども・大人別相談状況

—H25. 5. 1～H26. 3. 31— (延べ288件)



子どもの権利に関する学習会

青森市子どもの権利擁護委員である小林委員(弘前大学教育学部准教授)が、平成26年5月10日(日)に、青森市子どもの権利条例に基づき設置されている「青森市子ども会議」で、子どもの権利に関する学習会の講師を務めました。

市では、子どもの権利について学びたい団体を対象に、講師を派遣しています。ご希望の方は青森市子どもの権利相談センター(763-5505)まで、「ご連絡ください」。



学習会の様子

(3) 出前講座

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の普及を図るため、子どもの権利条例と子どもの権利について学び理解するための機会を提供することを目的に、子どもの権利条例に関する出前講座を実施しました（表9）。

表9 出前講座の一覧

実施時期	講演テーマ	参加者	参加者数
7月	子どもの権利条例と学校の危機管理	・ 青森市養護教諭会会員	67人
10月	子どもの権利擁護について ～児童虐待に関連して～	・ 青森市民生委員児童委員	67人
11月	子どもの虐待から学ぶ！ ～子どもの権利擁護の重要性～	・ 青森市青少年育成市民会議会員 ・ 市民	150人

出前講座終了後、青森市養護教諭会の方々からいただいたご意見・ご感想の一部を紹介します。

- ・ 子どもの権利条例の真意を学べて大変良かった。また、相談センターの様子を詳しく知ることができてよかったです。
- ・ 上下の関係”ではなく“水平の関係”はなかなか難しいと感じましたが心がけたいと思います。
- ・ 子どもの権利を認めると「子どもが好き勝手にわがまを言うのでは？」と思っていましたが、そういう考えは間違いだということがわかりました。子どもの最善の利益が優先することがわかり大変勉強になりました。
- ・ 子どもの権利についてしっかり知り、保護してあげることの大切さを感じました。保護者、教職員に対しても理解してもらうことに努めたいと思います。
- ・ 敷居の低い相談センターの利用をもっと広めていきたいと思います。秘密保持の範疇で事例を紹介する時間をもっといただきたかったです。
- ・ 子どもの権利という視点から子どもへの対応を見直さないといけないと感じた、良い機会でした。
- ・ 子どもの権利、わたしたちの権利、難しいと感じました。

☆ 本文は原文のまま掲載しています。



2 子どもの相談機関意見交換会

子どもの権利条例の普及啓発及び青森市内の関係団体の情報収集や課題の共有化を図ることを目的に、「子どもの相談機関意見交換会」を開催しました。

参加者は、子どもの悩みに対応する相談窓口を開設している各団体の担当者と、子どもの権利相談センターの職員です。

平成26年度は3月に開催し、各団体の現状と課題や相談対応（発達障がいのある子どもへの対応、いじめの相談に対する対応等）について、情報交換等が活発に行われました。

今後も、関係団体との意見交換や情報共有と相談に関する連携対応に継続的に取り組み、相談者が相談しやすい環境作りに努めていきたいと考えています。

3 制度・活動に関する研修、会議、視察

(1) 参加した研修会とテーマ

① 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2014in 青森

日時：平成26年10月11日（土）、12日（日）

場所：青森県総合社会教育センター、青森県立図書館

内容：1日目 基調講演：「子どものいのち・暮らしを基本においたあそび・学び」

—子どもにやさしいまちを求めて—

2日目 分科会：第1分科会/「子どもの相談・救済」、第2分科会/「子どもの虐待防止」、第3分科会/「子どもの居場所」、第4分科会/「子ども参加」、第5分科会/「子ども計画」、第6分科会/「子ども条例」、第7分科会/「学校における子ども支援」

※ 沼田子どもの権利擁護委員が第1分科会のコーディネーターとして出席しました。



(2) 視察

青森市子どもの権利相談センターへ他自治体から議員1名の行政視察がありました。調査内容は「青森市子どもの権利条例制定過程」「子どもの権利相談センターの運営」に関するものです。

V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「弱さ」の価値について

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「権利の学習」から始まる子どものエンパワーメント

子どもの権利擁護委員 小林 央美

V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「弱さ」の価値について



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

不登校の子どもや何とか校門はくぐれるけれども教室に入ることができず、保健室等で過ごす子どもからの相談が寄せられています。このような子ども（以下では「教室に入れない子ども」と言います。）は、決して珍しい存在ではありません。

言うまでもなく、学校は集団生活の場ですから、子どもを集団的に扱います。子ども一人一人の個別のカリキュラムはありません。授業は、集団的に教室で受けることが原則です。

学校に行って教室で授業を受けるのが標準だとするならば、教室に入れない子どもは、学校が想定する標準的な子どもではありません。そして、標準的な行動ができない、つまり学校の枠に当てはまらない子どもは、「弱い」子どもとして、マイナスの評価をされがちです。

しかし、標準から外れていることは、決して「悪い」ことではありません。教室に入れないことで、一番苦しんでいるのは、その子どもです。そういった子どもを責めることはできません。

言うまでもなく、人間は工業製品のように均質ではなく、それぞれに「弱さ」やもろさを抱えた個性ある存在です。人間関係に強い人もいれば、「弱い」人もいます。多様な人間が共存するのが人間社会であり、みんな違うところにこそ価値があります。それは、子どもであっても同じです。教室に入れないことは、人間関係がうまく築けなかったり、クラスメイトの視線が怖かったりして、単に人間関係に「弱さ」を抱えているという個性の問題とも考えられるのです。

そして、教室に入れない子どもは、そのことで何かを伝えようとしています。周囲の大人が、「弱さ」の元をたどることは、その子どもの理解に繋がるだけではなく、他の多くの子どもにとっても意味があります。なぜなら、今のところ教室に入れている他の子どもたちも、程度の差こそあれ、同じような悩みや痛みを感じつつ、瀬戸際で我慢しているかもしれないからです。

周囲の大人は、子どもの「弱さ」を打ち消すことに躍起となるのではなく、逆にそこにこそ、もしかしたらその子の一番大切な光るものが潜んでいるかもしれないという姿勢で子どもと接することが大事ではないかと思います。

子どもの一番「弱い」部分を尊重する細やかな感度が何よりも求められると思うのです。子どもに対し「指導」の名の下に、大人の考える標準的な価値基準を押しつけても、子どもには響かないことが多いと思います。

教室に入れない子どもの問題を始めとして、残念ながら単純明快に解決できない事柄が数多くありま

す。だからといって、大人自身が早くすっきりしたいがために形だけの解決を急いでも、決して良い結果を生みません。

子どものもやもやした、あるいはむしゃくしゃした思い、「弱さ」にどれだけ丁寧に付き合えるかが大切であり、子どもの歩みに寄り添いつつ、子どもの目線に立った適切な支援をしていく体制が求められます。そのような適切な支援体制は、人員配置を含めきちんとした制度として、確立されるべきではないかと思われます。

(ぬまた とおる 弁護士)

「権利の学習」から始まる子どものエンパワーメント



子どもの権利擁護委員 小林 央美

11月1日、「青森市子どもの権利の日」のイベントが実施されました。平成24年12月25日に制定された「青森市子ども権利条例」について関心を持っていただくように、広く市民に働きかけるというものです。その企画は小学5年生から高校3年生の31人で構成される子ども会議委員が中心となって行いました。

イベントでは「子ども会議委員が創作した3つのショート劇」が披露されました。劇を通して話題提供をし、参集した皆さんとのディスカッションを通して権利についての考えを深めてみましょうというものです。子ども会議委員の創作した劇は大変意味深いものでした。子ども会議委員が創作した劇を読み解きながら『権利』について考えてみたいと思います。

小学生2人の子ども会議委員が創作した劇のシナリオ（筆者一部改変）の一つを紹介します。

題名は「宿題みせて」です。

A子さん「おはよう。」

B子さん「おはよう。A子ちゃん、昨日の算数の宿題すごく難しくなかった？」

A子さん「あっ、うん、そうだね。」

A子さん「A子ちゃん、ちゃんと解けた？」

A子さん「えっ・・・まあ、一応ね。」

B子さん「ホントー。やっぱりA子ちゃんは頭いいなあ。ねえ・・・よければさあ宿題ちょっと写させてよ。」

A子さん「えっ・・・。」

【間】

A子さん「そんなあ。もし私の書いた答えが間違っていたりしたら、B子さんもバツをもらうことになっちゃうよ。」

そしたら、申し訳ないし・・・。」

B子さん「そんなの全然気にしないでいいよ。大丈夫だって。A子さんは頭いいんだから。昨日さ、部活が忙しくて、全然できなかったんだよね。ちょっとくらいいいじゃん、友達でしょ〜。」

【さて、ここでクイズです】

この後、Aさんがとる行動として、最も良いものはどれでしょうか？

- 1, 宿題をやらない方が悪いのだから、きっぱりと断る。
- 2, 部活も忙しく、大変なB子さんがかわいそうだから、少し見せてあげる。
- 3, 断ってもまだお願いしてくるので、すぐに先生に相談する。

子ども会議委員の考えた答えは、「1」でした。その理由を劇の中で次ように解説しています。「B子さんの考えは間違っています。せっかく頑張ってやった宿題が、人を楽にするために使われるなんて、割に合わないと思

ませんか？A子さんには『断る権利』があります。でも、すぐに大人に頼るのではなく、まずは自分で解決策を見つけることが大切のなではないでしょうか。」というものでした。そして、劇は続きます。

A子さん「やっぱり、ダメ。私だって一生懸命宿題やったんだから。ちゃんと自分の力でやらないと、困るのはB子さんだよ。」

B子さん「……そっかあ、ごめんね。A子さんだって頑張っているのに、私だけ楽をするなんて、おかしいよね。」

A子さん「大丈夫。今からやっても間に合うよ。1時間目が始まる前にやっちゃいなよ。」

B子さん「うん、ありがとう。」 【劇終了】

シナリオを創作した子ども会議委員が考えた権利は、劇中でAさんの『断る権利』と表現していることから、『条例第7条の自分らしく生きる権利(4)の自分が思ったことや感じたことを表現すること』の大切さを訴えたものと推察します。ある調査によると日本の子どもの特徴として「自分の意見を言う」ということが苦手な傾向にあります。相手を傷つけたり、相手の権利を奪ったりすることなく、自分の意見を言うということは難しいですが、劇中でAさんは、「自分が一生懸命やったこと」を伝えながら、B子さん自身に「きちんと自分でやらないと困るよ。」と言います。『自分らしく生きる権利』を主張するとともに、B子さん自身が『学習する権利』を放棄してしまわないように促しています。何気ない会話に含蓄の深さがうかがえます。

子ども会議委員はこの企画に当たって、まずは「権利についての学習」をしました。このシナリオは自分の学校生活を思い起こしながら創作したそうです。日常の中で自他の権利を考えたり、権利の視点で友達関係を振り返ることができているからこそ、生活に密着した劇が創作できたのでしょう。この劇を「いじめ」の視点で捉える方も多いかと思います。確かに、双方の力関係が見え隠れして、「いじめの現象」と捉えることもできると思います。

「いじめの現象」として捉えると「いじめを止める方策」という方向へ向かうかも知れませんが、劇では、この課題を「子どもの権利の視点で捉える」ことで解決策を見出すことができています。

また、「すぐに大人に頼るのではなく、まずは自分で解決策を見つけることが大切のなではないでしょうか」という訴えから、「自分自身で解決していこうという主体性」、「自分の課題として捉えようとする当事者性」、そして「子どもの勇気」を感じ取ることができます。

マズローの欲求段階説というのがあります。それによると、運動や学習等を頑張って成長したいと思うような自己実現の欲求は、安心・安全の欲求や、仲間から認められるような所属の欲求などが満たされることで、はじめて一生懸命に頑張ることができるようになるという考えです。子どもの基本的な権利を保障することは、子ども達の自己実現を保障することにつながります。

子どもの権利の保障は、子どものわがままを助長するのではないかとの懸念の声もありますが、「権利」は、子どもの幸せや健やかな成長、子ども自身が育つ力を発揮することを「保障をする」ものだと思います。青森市の子ども達みんなの権利です。

今回の創作劇から、子どもは学習することでエンパワーメントし、自分たちで解決できる力を発揮できるのではないかという可能性を見せてくれました。多くの子どもが権利について学び、行使できる力を身につけていけることを願います。

(こばやし ひろみ 大学准教授)

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況

VI 相談件数等の年度比較

(平成 25 年度はH25.5～H26.3 の 11 ヶ月間)

1 相談の状況

(1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
25 年度	107	288
26 年度	119	426

(2) 相談者の内訳(延べ人数)

区分	子ども					大人					合計 (人)
	小学生	中学生	高校生	学年不詳 の子ども	計	父又は母	親族(祖 父母等)	学校 関係者	その他 (大人)	計	
25 年度	15	106	18	43	182	87	13	1	9	110	292
26 年度	48	65	89	18	220	141	15	7	46	209	429

(3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

区分	子ども						大人				合計 (人)
	未就学児	小学生	中学生	高校生	学年不詳 の子ども	計	父又は 母	学校 関係者	その他 (大人)	計	
25 年度	4	43	134	25	30	236	23	3	28	54	290
26 年度	9	104	82	143	24	362	44	9	15	68	430

(4) 相談方法別件数(延べ件数)

区分		電話	メール	窓口相談	手紙	FAX	調査相談 専門員の 訪問	合計(件)
25 年度	初回相談の件数	68	21	14	3	1	0	107
	延べ件数	90	161	30	6	1	0	288
	(1件あたりの相談回数)	(1.3)	(7.7)	(2.1)	(2.0)	(1.0)	(0.0)	(2.7)
26 年度	初回相談の件数	73	23	21	2	0	0	119
	延べ件数	220	151	47	8	0	0	426
	(1件あたりの相談回数)	(3.0)	(6.6)	(2.2)	(4.0)	(0.0)	(0.0)	(3.6)

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区分		10時～ 12時	12時～ 14時	14時～ 16時	16時～ 18時	受付 時間外	合計 (件)
25年度 (延べ282件)	子ども	14	17	29	72	43	175
	大人	33	23	16	25	10	107
26年度 (延べ418件)	子ども	21	20	40	95	35	211
	大人	57	44	31	66	9	207

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (窓口相談、電話相談についてのみ)

区分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	合計 (件)	
25年度 (延べ120件)	電話相談	子ども	9	1	0	0	10
		大人	50	22	7	1	80
	窓口相談	子ども	0	5	6	0	11
		大人	0	8	10	1	19
26年度 (延べ267件)	電話相談	子ども	49	7	2	0	58
		大人	137	22	3	0	162
	窓口相談	子ども	4	6	7	0	17
		大人	8	7	14	1	30

(7) 相談内容の内訳

区分		心身の悩み	交友関係	不登校	いじめ	教職員等の指導	子育て	家族関係	学校等の対応	家庭内虐待	進路問題	金銭問題	行政機関の対応	その他	不明	合計 (件)	
25年度	実件数42件 (延べ182件)	子ども	5 (23)	19 (115)	1 (1)	4 (7)	3 (13)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (16)	0 (0)	42 (182)
	実件数65件 (延べ106件)	大人	0 (0)	2 (4)	2 (3)	2 (8)	7 (13)	18 (26)	6 (13)	6 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	21 (23)	0 (0)	65 (106)
26年度	実件数44件 (延べ219件)	子ども	11 (96)	15 (65)	1 (4)	3 (26)	4 (15)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	44 (219)
	実件数75件 (延べ207件)	大人	3 (8)	2 (3)	5 (45)	8 (21)	9 (31)	13 (27)	10 (20)	7 (15)	3 (16)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	10 (14)	2 (2)	75 (207)

2 調整活動の状況

調整先 年度	小学校	中学校	高等学校	行政機関	市教育 委員会	子ども 保護者等	合計(回)
25年度	2	1	0	0	2	30	35 (3件、35回)
26年度	1	4	2	1	1	25	34 (6件、34回)

3 調査活動の状況

(1) 申立てによる調査活動の状況

区分	申立て件数	調査回数
25年度	1	2
26年度	0	0

(2) 自己発意による調査活動の状況

調整先 年度	小学校	中学校	高等学校	行政機関	市教育 委員会	子ども 保護者等	合計(回)
25年度	2	1	0	0	0	0	3 (2件、3回)
26年度	4	0	0	0	0	7	11 (2件、11回)

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

Ⅶ 参考資料

1 青森市子どもの権利条例

青森市子どもの権利条例

平成24年12月25日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- (2) 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- (3) 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- (1) 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- (2) 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第5条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- (2) 愛情をもって生まれること。

- (3) 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- (4) いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- (5) 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- (6) 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (2) 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- (3) プライバシーや自らの名誉が守られること。
- (4) 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- (5) 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- (6) 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- (7) 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- (4) 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- (5) まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第9条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- (3) 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第3章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- (2) 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第14条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を置きます。

2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第15条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を定めるものとします。

2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成18年青森市条例第43号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第4章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第16条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第17条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を置きます。

(委員の職務)

第18条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

(1) 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。

(2) 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

(3) 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

(4) 第2号、第3号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

(5) 第4号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第1項第2号、第3号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

(1) 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

(2) 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第19条 委員は、3人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第4項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

(1)子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

(2)相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第4項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第20条 第18条第1項第4号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第1項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第21条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

平成27年3月31日現在

(1) 青森市子どもの権利擁護委員

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学准教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士

(2) 調査相談専門員

氏名	期間
赤木 光子	平成25年5月1日～
佐藤 実花	平成25年5月1日～
小林 直子	平成25年5月1日～

青森市子どもの権利相談センター

平成27年4月発行

発行：青森市子どもの権利相談センター

〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2F

TEL 017-763-5678 / FAX 017-763-5678

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
